

精神障害者保健福祉手帳 1 級の
交付を受けている方へ

令和 7 年度から
運用開始

静岡市重度心身障害者タクシー利用料金助成 (精神障害者タクシー利用券)

◇目的

タクシー利用料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

◇対象者

静岡市に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害等級 1 級と判定された方

※次の (1) ～ (3) の要件に一つでも該当する方は助成対象外です。

- (1) 社会福祉施設（障害者入所施設、特別養護老人ホーム等）に入所されている方
- (2) 入院されている方
- (3) 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方

◇助成額

1 年度で精神障害者タクシー利用券 最大24枚（1 枚 550円）交付

※年度途中において助成対象者となる方、又は年度途中に精神保健福祉手帳の有効期限が到来する方については、別途定める枚数となります。

※重度心身障害者タクシー利用券との併用はできません。

◇申請時の持ち物

ご本人の精神障害者保健福祉手帳

◇利用方法（タクシー乗車時）

精神障害者保健福祉手帳を提示したうえで利用券を渡し、タクシー利用料金から利用券に表示された助成額を引いた金額を支払います。

申請～利用までのながれ

- ①窓口（区役所）で
申請書を提出



タクシー券

- ②窓口（区役所）
にて、タクシー券
の交付

- ③市の指定したタクシーを利用
したときに、精神保健福祉手帳
を提示して、利用券を渡す。
※1 度の乗車につき、
利用券 1 枚のみ利用可能。
タクシー利用料金から利用券分
を差し引いた金額を支払う。



◇お問い合わせ先

静岡市保健所精神保健
福祉課（企画係）
☎054-249-3179

◇申請窓口・お問い合わせ先

葵福祉事務所	障害者支援課	☎054-221-1589
駿河福祉事務所	障害者支援課	☎054-287-8690
清水福祉事務所	障害者支援課	☎054-354-2168
清水福祉事務所	蒲原出張所	☎054-385-7790